名 取 川 水 系 河 川 整 備 基 本 方 針

 本 文 新 旧 対 照 表

令和7年6月16日 国土交通省 水管理·国土保全局

	·		
	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	名取川水系河川整備基本方針	名取川水系河川整備基本方針 (<mark>変更案</mark>)	
1			
	平成24年11月	令和 年 月	
	国土交通省 水管理・国土保全局	国土交通省 水管理・国土保全局	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	目次	目次	
	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
	(1)流域及び河川の概要	(1)流域及び河川の概要	
	(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
	ア災害の発生の防止又は軽減	ア災害の発生の防止又は軽減	
	イ河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
	ウ河川環境の整備と保全	ウ河川環境の整備と保全	
2	2. 河川の整備の基本となるべき事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項	
	(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分	(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分	
	に関する事項	に関する事項	
	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	
	(3)主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係	
	る川幅に関する事項	る川幅に関する事項	
	(4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するた	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するた	
	め必要な流量に関する事項	め必要な流量に関する事項	
	 (参考図)名取川水系図 巻末	(参考図)名取川水系図 巻末	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
3	(1) 流域及び河川の概要	(1) 流域及び河川の概要	
4	名取川は、宮城県中南部の太平洋側に位置し、その源を宮城・山形県境の神室后(標高 1,356m)に発し、奥羽山脈から発する碁石川、広瀬川等の大小支川を合わせて仙台平野を東流し、名取市閖上で太平洋に注ぐ幹線流路延長 55.0km、流域面積 939km²の一級河川である。左支川広瀬川は、宮城・山形県境の面白山に源を発し、大倉川、斎勝川等の大小支川を合わせて流下し、仙台市袋原で名取川に合流する幹線流路延長45.2kmの一級河川である。	名取川は、宮城県中南部の太平洋側に位置し、その源を宮城・山形県境の神室后(標高 1,356m)に発し、奥羽山脈から発する碁石川、広瀬川等の大小支川を合わせて仙台平野を東流し、名取市閖上で太平洋に注ぐ幹川流路延長 55.0km、流域面積 939km²の一級河川である。支川広瀬川は、宮城・山形県境の面白山に源を発し、大倉川、斎勝川等の大小支川を合わせて流下し、仙台市袋原で名取川に合流する幹川流路延長 45.2kmの一級河川である。	
5	その流域は、仙台市、名取市など3市2町からなり、流域の土地利用は山地等が約76%、水田や畑地等の農地が約13%、宅地等の市街地が約11%となっている。沿川には、東北新幹線、JR東北本線、JR仙山線、JR仙石線の他、仙台市の南北を結ぶ地下鉄(南北線)の整備に加え、仙台東部道路、仙台南部道路、国道4号、45号、48号等の基幹交通ネットワークが形成されるなど、交通の要衝となっている。	その流域は、東北地方最大の都市である仙台市、名取市など3市2町からなり、流域の関係市町の人口は、昭和50年(1975年)と令和2年(2020年)を比較すると約81万人から約124万人に増加し、高齢化率は約6%から約24%に大きく変化している。流域の土地利用は山林等が約69%、水田や畑地等の農地が約12%、宅地等の市街地が約12%となっている。流域では、東北新幹線、JR東北本線、JR仙山線、JR仙石線、JR では、東北新幹線、JR東北本線、JR仙山線、JR仙石線、JR 常磐線、仙台空港鉄道仙台空港線の他、仙台市の中心部と郊外を結ぶ地下鉄(南北線、東西線)や東北縦貫自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、国道4号、45号、48号等の基幹交通ネットワークが形成されるなど、交通の要衝となっている。	・表現の の が が の が が が が が が の の の の の の の の の の の の の
6	また、上流部は蔵王国定公園や二口 峡 谷 等の県立自然公園の指定、磐司岩や秋保大滝等の景勝地、河口部一帯は国指	また、上流部は蔵王国定公園や二口 峡谷等の県立自然公園の指定、磐司岩や秋保大滝等の景勝地、河口部一帯は国指	・表現の適正 化

	名取川水系河川整備基本方針 (平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	定仙台海浜鳥獣保護区や仙台湾海浜自然環境保全地域(宮城	定仙台海浜鳥獣保護区や仙台湾海浜自然環境保全地域(宮城	
	県)の指定に加え、井土浦は「日本の重要湿地 500」(環境省)	県)の指定に加え、井土浦は「日本の重要湿地 500」(環境省)	
	に選定されるなど、豊かで貴重な自然環境が随所に残されて	に選定されるなど、豊かで貴重な自然環境が随所に残されて	
	おり、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大き	いる。	
	い。	このように、本水系は東北地方最大の都市であり、中枢管理	
		機能が集積し、当該地域の中心を成す仙台市を流域に抱える	
		とともに、豊かで貴重な自然環境を有するなど、治水・利水・	
		環境についての意義は極めて大きい。	
	流域の地形は、南方の蔵王連峰、西方の奥羽山脈、北方の	流域の地形は、南方の蔵王連峰、西方の奥羽山脈、北方の	・表現の適正
	またいずみがたけ 北泉ヶ岳等の山地に囲まれ、山間部より流出する諸支川の勾	北泉ヶ岳等の山地に囲まれ、山間部より流出する諸支川の勾	化
7	配は 1/100 以上と急峻で、本川の上・中流部においても 1/100	配は 1/100 以上と急峻で、本川の上・中流部に広く分布する	
'	∼1/200 と急勾配であるが、平地部において本川は 1/200∼	<u>丘陵地においても 1/100~1/200 と急勾配であるが、東部に広</u>	
	1/3,000 程度と急に緩やかになる。	がる仙台平野においては 1/200~1/3,000 程度と急に緩やかに	
		なる。	
	流域の地質は、その水源地となる山形県境一帯に安山岩や	流域の地質は、その水源地となる山形県境一帯に安山岩や	
	火砕岩が分布し、その東側には南北方向に新第三系中新統で	火砕岩が分布し、その東側には南北方向に新第三系中新統で	
	ある流紋岩の貫入を伴う酸性火砕岩が分布している。これよ	ある流紋岩の貫入を伴う酸性火砕岩が分布している。これよ	
	り東側の丘陵地や河川沿いには段丘堆積物の分布を伴いなが	り東側の丘陵地や河川沿いには段丘堆積物の分布を伴いなが	
8	ら、植物化石を多産し互層状に分布する白沢層や湯本層で代	ら、植物化石を多産し互層状に分布する白沢層や湯本層で代	
0	表される酸性凝灰岩が広く分布している。さらにその南東側	表される酸性凝灰岩が広く分布している。さらにその南東側	
	では高舘層に代表される安山岩・火砕岩や槻木層に代表され	では高舘層に代表される安山岩・火砕岩や槻木層に代表され	
	る一部亜炭層を伴う汽水成~陸成層の砂岩と泥岩などの互層	る一部亜炭層を伴う汽水成~陸成層の砂岩と泥岩などの互層	
	が広く分布し、釜房ダムの東方や仙台市街の西方には三滝層	が広く分布し、釜房ダムの東方や仙台市街の西方には三滝層	
	に代表される玄武岩~玄武岩質安山岩の溶岩等がほぼ南北に	に代表される玄武岩~玄武岩質安山岩の溶岩等がほぼ南北に	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	点在して分布している。平地部は、全体的に沖積堆積物が広く	点在して分布している。平地部は、全体的に沖積堆積物が広く	
	分布しているが、河川沿いの一部には後背湿地堆積物や段丘	分布しているが、河川沿いの一部には後背湿地堆積物や段丘	
	堆積物が分布し、名取川の河口付近には砂丘堆積物も分布す	堆積物が分布し、名取川の河口付近には砂丘堆積物も分布す	
	る 。	る 。	
	流域の気候は、流域西方の奥羽山脈周辺の上流部では、日本	流域の気候は、流域西方の奥羽山脈周辺の上流部では、日本	
9	海型の気候に属し、冬季の降雪量が多く、気温も県内有数の低	海型の気候に属し、冬季の降雪量が多く、気温も県内有数の低	
9	さとなるが、中・下流部では、太平洋型の気候に属し温和とな	さとなるが、中・下流部では、太平洋型の気候に属し温和とな	
	っている。	っている。	
	流域の年間降水量は 1. 200~1, 700mm 程度であるが、奥羽山	流域の平均年間降水量は 1,500mm 程度であり、平地部では	・時点更新
10	脈の東斜面では年間降水量が 1,800mm を超える。	日本の平均年間降水量 1,730mm と比べ少ないが、広瀬川上流	・表現の適正
		の山間部では平均年間降水量が 2,000mm を超える。	化
	るとうたき 名取川(不動滝橋上流)、広瀬川(セイコウ大橋上流)の	名取川、広瀬川の上流部は、宮城県と山形県を東西に画す	・表現の適正
	上流部は、宮城県と山形県を東西に画する奥羽山脈からな	る奥羽山脈からなり、北から船形連峰県立自然公園、二口渓	化
	り、北から船形連峰県立自然公園、二口峡谷県立自然公園、	谷県立自然公園、蔵王国定公園に指定されている。	・特徴となる
	蔵王国定公園に指定されている。ブナやミズナラなどの夏緑	河川周辺には断崖や絶壁が続く壮大な峡谷景観が見られ、	種の追記
	広葉樹の自然林が広がり、環境省が選定した特定植物群落の	ブナやミズナラ <mark>を主体とした</mark> 夏緑広葉樹林が <mark>分布し、</mark> 環境省	
	うち「蔵王山の植物群落」が存在する。河川は山地渓流の様	が選定した特定植物群落のうち「蔵王山の植物群落」が存在	
11	相を呈し、イワナやヤマメ、カジカなどの上流の水質清澄な	する。河川や谷筋にはサワグルミやトチノキ、カエデ類など	
	水域を好む魚類が生息するほか、鳥類ではクマタカの生息が	からなる渓畔林が分布している。	
	確認されている。	また、ニホンカモシカやニホンザル、ツキノワグマなどの	
		哺乳類、イヌワシやクマタカなどの鳥類の生息が確認されて	
		いる。	
		山地渓流の様相 <mark>を呈する河川には、</mark> イワナやヤマメ、カジ	
		カ <mark>、ウグイ</mark> などが生息している。	

	名取川水系河川整備基本方針(平成24年11月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	名取川(不動滝橋~栗木橋)、広瀬川(セイコウ大橋~広瀬	名取川、広瀬川の中流部は、奥羽山脈から続く緩やかな丘陵	・表現の適正
	橋)の中流部は、奥羽山脈から続く緩やかな丘陵が主体であ	が主体である。	化
	る。コナラやアカマツなどからなるいわゆる雑木林、スギの植	河川周辺には国及び宮城県が指定する天然記念物「青葉山」	・特徴となる
	林のほか、水田・畑地などが多い。河川はヤマメ、カジカのほ	や仙台市が指定する天然記念物「セコイヤ類の化石林」が存在	種の追記
	か、アユやウグイが主要な生息種となる。	し、コナラやアカマツなど <mark>の二次林</mark> 、スギの植林のほか、ケヤ	
		キやカエデ、オニグルミ類など渓畔林が分布している。河川沿	
		いの一部は水田や畑地等で利用され、草本の植生も分布して	
12		いる。	
		また、ニホンカモシカやツキノワグマなどの哺乳類、オオタ	
		カやオオルリ、キビタキ、オシドリ、チョウゲンボウのほか、	
		「残したい日本の音風景百選」に選定されている鳴き声の美	
		しいセキレイやカワセミ、ヤマセミなどの鳥類、カジカガエル	
		などの両生類が生息している。	
		河川には、アユやウグイ、カジカ、ヤマメ、オイカワ、アブ	
		ラハヤなどの魚類が生息している。	
	名取川 (栗木橋下流)、広瀬川 (広瀬橋~名取川合流点) の	名取川、広瀬川の下流部は、多くが沖積平野であり、高水敷	・表現の適正
	下流部の多くは沖積平野であり、高水敷には公園やグラウン	は公園やグラウンドなど <mark>に活用され</mark> 、典型的な都市河川の様	化
	ドなどが整備され、河道の植生は植栽種や外来種が増え、典型	相を呈する。	・特徴となる
	的な都市河川の様相となるが、ヨシやオギからなる高茎草本	河川には植栽種や外来種のほか、ヨシやオギからなる高茎	種の追記
13	群落、ヤナギ林などの群落も見られる。河川は、コイ科魚類に	草本群落やヤナギ林などが分布している。	
	加え、ボラ、ハゼ科魚類などの汽水魚、海水魚も多数確認され	また、ネズミ類などの哺乳類、チュウサギやコミミズク、オ	
	る。	オヨシキリのほか、砂礫河原を利用するイカルチドリなどの	
		鳥類の生息が確認されており、スズメやトビなどのねぐらも	
		確認されている。	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		河川では、早瀬の一部がアユやウグイ、マルタなどの産卵場	
		となっているほか、コイやギンブナなどのコイ科やヨシノボ	
		リ類などのハゼ科やボラ、淵ではギバチの生息が確認されて	
		いる。	
	河口部は砂州が発達し、環境省が選定した特定植物群落の	河口部は、砂州が発達し、環境省が選定した特定植物群落の	
	うち「仙台湾沿岸の海岸林」「仙台湾沿岸の砂浜植物群落」「井	うち、「仙台湾沿岸の海岸林」「仙台湾沿岸の砂浜植物群落」「井	
	土浦の塩性植物群落」が存在していた。また、環境省の「日本	土浦の塩性植物群落」が存在していた。また、環境省の「日本	
	の重要湿地 500」にも選定されるなど、塩沼地や砂丘の生態系	の重要湿地 500」に選定されるなど、塩沼地や砂丘の生態系が	
	が保全され、汽水域の湿地に生息するヒヌマイトトンボや周	保全され、汽水域の湿地に生息するヒヌマイトトンボのほか、	
	辺の防風林ではオオタカが確認されていたが、このような環	周辺の防風林ではオオタカの生息が確認されていた。	
	境が東北地方太平洋沖地震による広域的な地盤沈下及び津波	このような環境 <mark>は</mark> 、東北地方太平洋沖地震による広域的な	
	により大きく変化している。	地盤沈下や津波の影響で河口部の砂州や砂浜が流失するなど	
		大きな変化が生じた。河口部左岸に位置する井土浦は海と繋	
14		がり、海浜性の昆虫類や貴重な塩性植物群落などが消失した	
		ほか、繁茂していたヨシ原の大半が消失し、水域性の鳥類も姿	
		を消した。	
		その後、北導流堤の復旧や海岸堤防の整備により、河口部の	
		砂州や砂浜が回復し、海浜草原で確認されていたハマニンニ	
		クやコウボウムギ、ケカモノハシ、塩性湿地で確認されていた	
		アイアシやシオクグなどの植物が回復してきている。	
		また、シギやチドリ類のほか、井土浦の一部で回復したヨシ	
		原ではヨシゴイやオオヨシキリなどの鳥類の生息が確認され	
		ている。周辺に残存したクロマツ林ではオオタカが継続的に	
		生息し、繁殖行動も確認されている。	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		河川では、淡水性魚類のほか、海域や汽水域に生息するコノ	
		シロやサッパ、エドハゼなどのハゼ科魚類の生息が継続的に	
		確認されている。	
		特定外来生物として、植物では、名取川及び広瀬川の下流部	• 特定外来生
		において、アレチウリやオオカワヂシャ、オオキンケイギクが	物を追記
		広く分布しているほか、河口部を中心にオオハンゴンソウが	
		繁茂している。高水敷にはセイタカアワダチソウやハリエン	
15		ジュなどが広範囲に分布しており、在来種への影響が懸念さ	
		れている。	
		魚類ではブルーギルやオオクチバスが継続的に生息し、コ	
		クチバスの生息も確認されている。また、両生類ではウシガエ	
	**	ル、鳥類ではガビチョウの生息も確認されている。	
	名取川の治水工事は古くから行われており、特に伊達政宗 かわむらまごべぇ	名取川の治水工事は古くから行われており、特に伊達政宗 かかむらまごべぇ	・表現の適正
	が藩主になってから、家臣川村孫兵衛により治水・利水両面	が藩主になってから、家臣川村孫兵衛により治水・利水両面	化
	の工事が行われた。その代表的なものとしては、1600 年代に	の工事が行われた。その代表的なものとしては、1600 年代に あぶくまがわ	▪西暦追記
	藩領南部と城下を結ぶ輸送路確保の目的で、河武隈川〜名取	藩領南部と城下を結ぶ輸送路確保の目的で、阿武隈川〜名取	
	川間の海岸線沿いの運河の開削が挙げられる。明治初期にも	川間の海岸線沿いの運河の開削が挙げられる。明治初期にも	
16	舟運利用のため名取川~七北田川間の運河の開削も行われ、 みなみていぎんうんが なかていぎん	舟運利用のため名取川~七北田川間の運河の開削も行われ、 みなみていざんうんが なかていざん	
	開削延長は 24.5km にわたる。現在は、南 貞山運河、中貞山	開削延長は 24.5km にわたる。現在は、南 貞山運河、中貞山	
	運河、北貞山運河と称し一級河川として管理されている。ま	運河、北貞山運河と称し一級河川として管理されている。ま	
	た、名取川・広瀬川を結び木材を運搬するため、慶長元年に開	た、名取川と広瀬川を結び木材を運搬するため、慶長元年	
	削された木流堀や、仙台市における水道の始まりと言われ藩	(1596年)に開削された木流堀や、仙台市における水道の始	
	政時代に築造された四谷用水等も現存するが、市街の発展や	まりと言われ藩政時代に築造された四谷用水等も現存する	
	交通体系の変化の中で当時の役割を終え、今日、歴史的遺産と	が、市街の発展や交通体系の変化の中で当時の役割を終えて	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	して見直されてきている。	いる。これらの施設は、歴史的遺産として見直されてきてお	
		り、貞山運河や四ツ谷用水は土木学会選奨土木遺産に選ばれ	
		ている。	
	名取川水系の治水事業は、仙台市市街地等を洪水から防御	名取川水系の治水事業は、仙台市市街地等を洪水から防御	・表現の適正
	することを目的として、昭和 16 年に碁石川筋に釜房ダムを計	することを目的に、昭和 16 年 (1941 年) に碁石川筋に釜房ダ	化
	画して、計画高水流量を名取川の広瀬川合流点上流を	ムを計画し、計画高水流量 <mark>は</mark> 名取川の広瀬川合流点上流 <mark>で</mark>	• 西暦追記
	2, 000m³/s、合流点下流を 3, 400m³/s、広瀬川を 1, 400m³/s とし	2,000m³/s、合流点下流で3,400m³/s、広瀬川で1,400m³/sとし	
	て河道の改修を施工したことに始まる。その後、昭和 25 年 8	て河道の改修を施工したことに始まる。その後、昭和 25 年	
17	月の計画高水流量を大幅に上回る未曾有の洪水により、昭和	(1950 年) 8 月の計画高水流量を大幅に上回る未曾有の洪水	
' '	29 年に第1次改定計画を策定している。さらに、大倉ダムの	により、昭和 29 年(1954 年)に第 1 次改定計画を策定してい	
	建設及び釜房ダム計画を再検討し、昭和37年に名取橋及び広	る。	
	瀬橋地点における計画高水流量をそれぞれ 2,400m³/s 及び	さらに、大倉ダムの建設及び釜房ダム計画を再検討し、昭和	
	1,800㎡³/s とする計画に改定した。	37年(1962年)に名取橋及び広瀬橋地点における計画高水流	
		量をそれぞれ 2,400m³/s 及び 1,800m³/s とする第 2 次改定計画	
		を策定した。	
	昭和41年の1級河川指定に伴い、第2次改定計画を踏襲し	昭和41年(1966年)の1級河川指定に伴い、第2次改定計	• 西暦追記
18	た工事実施基本計画を策定し、堤防の新設及び拡築、護岸等を	画を踏襲した工事実施基本計画を策定し、堤防の新設及び拡	
	実施してきた。	築、護岸等を実施してきた。	
	しかしながら、流域の社会的、経済的発展に鑑み、計画を全	しかしながら、流域の社会的、経済的発展に鑑み、計画を全	• 西暦追記
	面的に改定することとし、昭和 60 年に名取川の名取橋地点に	面的に改定し、昭和 60 年 (1985 年) に名取川の名取橋地点に	・表現の適正
19	おいて基本高水のピーク流量を 4,700m³/s とし上流ダム群に	おいて基本高水のピーク流量を 4,700m³/s とし、上流ダム群に	化
19	より 1,300m³/s 調節して、計画高水流量を 3,400m³/s とすると	より1,300m³/s調節して計画高水流量を3,400m³/sとするとと	
	ともに、支川広瀬川の広瀬橋地点において基本高水のピーク	もに、支川広瀬川の広瀬橋地点において基本高水のピーク流	
	流量を 4,000m³/s とし上流ダム群により 1,300m³/s 調節して、	量を 4,000m³/s とし、上流ダム群により 1,300m³/s 調節して計	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	計画高水流量を 2,700m³/s とする工事実施基本計画の改定を	画高水流量を 2, 700m³/s と <mark>した</mark> 。	
	行った。		
	その後、平成 9 年の河川法改正に伴い、名取川水系河川整	また、平成9年(1997年)の河川法改正に伴い、名取川水	• 西暦追記
	備基本方針を平成 19 年 3 月に策定し、名取川の基準地点名取	系河川整備基本方針を平成 19 年(2007 年)3 月に策定し、名	
	橋における基本高水のピーク流量を 4700m³/s とし、流域内の	取川の基準地点名取橋における基本高水のピーク流量を	
	洪水調節施設により 900m³/s を調節し、計画高水流量を	4,700m³/s とし、流域内の洪水調節施設により900m³/s を調節	
	3,800m³/s とするとともに、支川広瀬川の基準地点広瀬橋にお	して計画高水流量を 3,800m³/s とするとともに、支川広瀬川の	
	ける基本高水のピーク流量を 4,000m³/s とし、流域内の洪水調	基準地点広瀬橋における基本高水のピーク流量を 4,000m³/s	
20	節施設により 1,200m³/s を調節し、計画高水流量を 2,800m³/s	とし、流域内の洪水調節施設により 1, 200m³/s を調節して計画	
	とする計画とした。	高水流量を 2,800m³/s とする計画とした。	
		その後、平成 21 年 (2009 年) 6 月に当面 30 年間での河川	
		整備の計画として名取川水系河川整備計画(大臣管理区間)を	
		策定した。本計画では昭和 25 年(1950 年)8 月洪水と同規模	
		の洪水が発生しても、外水氾濫による浸水被害を防止するこ	
		とを目標とし、堤防整備や河道掘削等の整備を進めてきた。	
	近年においても、昭和61年8月洪水、平成6年9月洪水、	名取川の洪水被害については、これまで、昭和19年(1944	• 西暦追記
	平成 14 年 7 月洪水と相次いで洪水が発生し、下流部で浸水被	年) 9 月洪水、昭和 25 年 (1950 年) 8 月洪水、昭和 61 年 (1986	・表現の適正
	害が発生していることから、築堤などの治水対策を実施して	年) 8 月洪水、平成 6 年 (1994 年) 9 月洪水、平成 14 年 (2002)	化
21	いる。また、マグニチュード 7.4 を記録し、死者 27 人、全半	年)7月洪水と相次いで洪水が発生し、下流部で浸水被害が発	・一部 29 へ
21	壊住宅 7,500 戸の被害が生じた昭和 53 年 6 月の宮城県沖地震	生していることから、築堤などの治水対策を実施して <mark>きた</mark> 。	移動
	をはじめ、平成 15 年 5 月の宮城県沖、平成 15 年 7 月の宮城		
	県北部を震源とする地震に鑑み、堤防等の耐震対策が課題と		
	なっている。		
22	平成23年3月の東北地方太平洋沖地震では津波等により甚		・29 へ移動

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	大な被害が発生した。また、地震に伴う地殻変動により、広域		
	的な地盤沈下が発生するとともに、地震の揺れ、基礎地盤や堤		
	体の液状化による河川堤防の法すべり、沈下等も多数発生し		
	た。そのため、地域づくり等と整合を図りながら堤防の整備等		
	を行うことが急務となっている。		
	名取川流域における砂防工事については、昭和9年4月に		・30 へ移動
	川崎町の立野川支川北沢において砂防指定地を告示し、えん		
	堤工・山腹工に着手したのが最初であり、その後、昭和22年		
	9月のカスリン台風及び昭和23年9月のアイオン台風の大災		
23	害を契機に砂防工事を促進している。また、昭和 46 年 11 月		
	に仙台市太白区茂ヶ崎において大年寺山地すべり防止区域を		
	指定し、さらに昭和48年3月には仙台市及び川崎町において		
	急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、以来、土砂災害危険箇		
	所の対策工事を進めている。		
		近年においては、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨 (2015 年)	• 減災対策協
		が発生していることから、同年 12 月に策定された「水防災意	議会に関する
		識社会再構築ビジョン」に基づき、平成28年(2016年)5月	記述を追記
24		に名取川・阿武隈川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会を	
		組織し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国、県、市町等	
		が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策と	
		ソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。	
		その後も、令和元年東日本台風(台風第 19 号)(2019 年 10	・令和元年豪
25		月)により、名取川流域の小屋の沢雨量観測所では総雨量が	雨の概要につ
		379mm に達するなど記録的な大雨となり、名取川流域の水位観	いて追記

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		測所では、7 箇所中、名取橋地点を含む 5 箇所で観測史上第 1	・流域治水プ
		位の水位を観測し、広瀬橋地点においても観測史上第 3 位の	ロジェクト
		水位を観測した。この洪水により、宮城県全体で床上床下浸水	に関する記述
		1,258戸のほか、堤防の法崩れ等の被害が発生したことから、	を追記
		近年の気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ	
		治水対策を抜本的に強化するため、名取川・阿武隈川下流等流	
		域治水協議会を設立し、令和3年(2021年)3月に「名取川水	
		系流域治水プロジェクト」とともに、名取川流域治水の基本方	
		針として「流域治水宣言」を策定・公表した。	
		これを踏まえ、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働し	・流域治水プ
		て、浸水リスクが高いエリアにおける土地利用規制・住まい方	ロジェクト
		の工夫、水田や農業用ダム・ため池等の農地・農業水利施設の	に関する記述
		活用などによる流域の保水・貯留・遊水機能の向上、水害リス	を追記
		ク情報の提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化を図る取	
		組等を組合せ、流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域	
		治水」を推進していくこととしている。令和6年(2024年)	
26		3月には、当面の目標とする治水安全度を、気候変動を踏まえ	
		た降雨量の増大に対応すべく「名取川流域治水プロジェクト	
		2.0」を公表した。	
		流域治水プロジェクトを進めるに当たっては、流域内の自	
		然環境が有する多様な機能(グリーンインフラ)も活用し、治	
		水対策における多自然川づくりや川を活かしたまちづくり等	
		の取組により、水害リスクの低減に加え、魅力ある地域づくり	
		に取り組んでいる。	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		流域治水の具体の取組として、仙台市では令和 5 年(2023	・流域治水プ
		年)3月に、立地適正化計画を策定し、災害リスクの高い範囲	ロジェクト
27		を居住誘導区域から除外するなど、災害リスクを回避する取	に関する記述
		組を進めている。	を追記(立地
			適正化計画)
		また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和	・流域治水プ
		2年(2020年)5月に名取川水系治水協定が締結され、流域内	ロジェクト
28		にある 7 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活	に関する記述
		用し水害発生の防止に取り組んでいる。	を追記(ダム
			事前放流)
	平成23年3月の東北地方太平洋沖地震では津波等により甚	名取川における地震・津波対策については、マグニチュード	- 西暦追記
	大な被害が発生した。また、地震に伴う地殻変動により、広域	7.4 を記録し、死者 27 人、全半壊住宅 7,500 戸の被害が生じ	- 21、22 か
	的な地盤沈下が発生するとともに、地震の揺れ、基礎地盤や堤	た昭和 53 年 (1978 年) 6 月の宮城県沖地震をはじめ、平成 15	ら移動
	体の液状化による河川堤防の法すべり、沈下等も多数発生し	年(2003年)5月の宮城県沖、同年7月の宮城県北部を震源	・東日本大震
	た。そのため、地域づくり等と整合を図りながら堤防の整備等	とする地震が発生し、堤防等で被害が発生していることから、	災後の方針
	を行うことが急務となっている。	耐震補強を実施してきている。	及び計画変更
29		さらに、マグニチュード 9.0 を記録した平成 23 年(2011年)	について追記
		3 月の東北地方太平洋沖地震では、地震に伴う地殻変動によ	
		り、広域的な地盤沈下が発生するとともに、地震の揺れ、基礎	
		地盤や堤体の液状化による河川堤防の法すべり、沈下等が多	
		数発生したほか、津波等により甚大な被害が発生した。堤防等	
		の復旧と復興に向けた地域づくりとの整合を図る必要があっ	
		たことから、平成 24 年 (2012 年) 11 月に名取川水系河川整	
		備基本方針を変更し、河口部における施設計画の基準となる	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		設計津波の水位を設定するとともに、広域的な地盤沈下に対	
		応し、計画高水位を補正した。河川整備基本方針の変更に合わ	
		せて、平成 24 年 (2012 年) 11 月に名取川水系河川整備計画	
		[大臣管理区間]を変更し、河口部の堤防整備や河川管理施設	
		の耐震対策等を追加した。	
		また、最大クラスの津波には、住民の生命を守ることを最優	
		先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソ	
		フト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で減災を図っ	
		ている。	
		なお、地震により被災した河川管理施設や津波により崩壊・	
		侵食が発生した河口部の堤防については、平成29年(2017年)	
		12月に全箇所の復旧が完了している。	
		名取川流域における砂防工事については、昭和 9 年(1934	• 西暦追記
		年)4月に川崎町の立野川支川北沢において砂防指定地を告示	・23 から移
		し、堰堤工・山腹工に着手したのが最初であり、その後、昭	動
		和 22 年 (1947 年) 9 月のカスリン台風及び昭和 23 年 (1948	
		年)9月のアイオン台風の大災害での被害を踏まえ、砂防工事	
30		を促進している。また、昭和 46 年(1971 年) 11 月に仙台市	
		太白区茂ヶ崎において大年寺山地すべり防止区域を指定し、	
		さらに昭和 48 年(1973 年)3 月には仙台市及び川崎町におい	
		て急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、以来、地すべり防止	
		工事、急傾斜地崩壊防止工事を進めている。	
		また、名取川の河口が位置する仙台湾南部海岸において、侵	
		食が著しい区間にヘッドランド整備や養浜等を実施し、侵食	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		防護に加え環境、利用の面で調和のとれた総合的な海岸保全	
		を推進している。	
	河川水の利用については、農業用水として約 7,500ha に及	河川水の利用については、農業用水として約 7,500ha に及	• 西暦追記
	ぶ耕地のかんがいに利用されている。名取川中流部では藩政	ぶ耕地のかんがいに利用されている。名取川中流部では藩政	・表現の適正
	時代に造られた六郷堰を、昭和 60 年に農林水産省と宮城県、	時代に造られた六郷堰を、昭和 60 年 (1985 年) に農林水産省	化
	仙台市の共同事業により名取川頭首工として改築し、農業用	と宮城県、仙台市の共同事業により名取川頭首工として改築	
	水等の取水が行われている。また、水道用水として仙台市をは	し、農業用水等の取水が行われている。また、水道用水として	
31	じめ、仙塩地区3市1町で最大約 5.0m³/s 利用されている。	仙台市をはじめ、仙塩地区3市1町で最大約3.6m³/s 利用さ	
	発電用水として明治 21 年に運転開始された山居沢発電所に	れている。発電用水として明治 21 年 (1888 年) に運転開始さ	
	よる最大出力 0.1万 kw を初め、7ヶ所の発電所で最大出力約	れた <mark>三居沢</mark> 発電所を <mark>はじめ、7ヶ所の発電所で最大出力約1.3</mark>	
	1.3万kwの発電に利用され、工業用水として仙台圏工業用水	万 kw の発電に利用され、工業用水として仙台圏工業用水及び	
	及び仙塩工業用水などへ最大約 1.9m³/s の供給がなされてい	仙塩工業用水などへ最大約 0.9m³/s の供給がなされている。	
	る。		
	過去 30 年間(昭和 50 年から平成 16 年)の名取橋地点及び	過去 55 年間 (昭和 44 年 (1969 年) から令和 5 年 (2023 年))	• 西暦追記
	広瀬橋地点における 10 年に 1 回程度の渇水流量は、それぞれ	において、名取橋地点における 10 年に 1 回程度の渇水流量は	• 時点更新
	0.33m³/s、0.20m³/s であり、平成6年には瀬切れが発生しアユ	0.37m³/s である。また、過去 64 年間(昭和 35 年(1960 年)	・表現の適正
	等魚類の生息に影響を与えた。	から令和 5 年 (2023 年)) において、広瀬橋地点における 10	化
		年に1回程度の渇水流量は0.25m³/sである。	
32		特に昭和 48 年(1973 年)、昭和 53 年(1978 年)、平成 6 年	
		(1994年) は水不足が深刻で、上水道等の取水制限など生活	
		に深刻な影響を及ぼした。また、平成6年(1994年)には、	
		瀬切れが発生し、アユ等魚類の生息に影響を与えた。渇水によ	
		る魚のへい死は、平成 14年 (2002年)、平成 22年 (2010年)、	
		平成30年(2018年)にも発生している。	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	水質は、名取川は河口から荒川合流点まで B 類型、それよ	水質については、名取川では河口から荒川合流点まで B 類	・表現の適正
33	り上流本砂金川合流までA類型、さらに上流がAA類型となっ	型、それより上流の本砂金川合流まで A 類型、さらに上流が	化
	ている。また、広瀬川は名取川合流点から落合橋まで B 類型、	AA 類型に指定されている。また、広瀬川では名取川合流点か	
00	それより上流が A 類型となっている。両河川とも近年はほぼ	ら <mark>鳴 合 橋</mark> まで B 類型、それより上流が A 類型に指定されて	
	環境基準値を満足している。	いる。近年いずれの地点においても環境基準値を満足してい	
		る。	
	一方、釜房ダム及び大倉ダムの水質は、湖沼の水質環境基準	一方、釜房ダム及び大倉ダムの水質については、湖沼の水質	・表現の適正
	の AA 類型となっている。なお、釜房ダムについては、ダム上	環境基準の AA 類型に指定されている。なお、釜房ダムについ	化
	流域の家庭雑排水や畜産排水等による汚濁が見られたことか	ては、ダム上流域の家庭雑排水や畜産排水等による汚濁が見	• 西暦追記
34	ら、昭和62年9月の湖沼水質保全特別措置法指定に基づき貯	られたことから、昭和 62 年(1987 年)9 月の湖沼水質保全特	
	水池水質保全計画を策定し、河川管理者、流域住民、関係機関	別措置法に基づく湖沼の指定を受け、昭和 62 年度 (1987 年	
	が一体となって水質改善に取り組んでいる。	度)に貯水池水質保全計画を策定し、河川管理者、流域住民、	
		関係機関が一体となって水質改善に取り組んでいる。	
	河川の利用については、舟運は藩政時代から明治の中期ま	河川の利用については、舟運は藩政時代から明治の中期ま	・具体的な利
	で栄えたが、今ではほとんど利用されていない。現在は、仙台	で栄えたが、今ではほとんど利用されていない。現在は、仙台	用について
	市の中心市街地を貫流する貴重な水と緑のオープンスペース	市の中心市街地を貫流する貴重な水と緑のオープンスペース	追記
	として、周辺の公園整備等と相まった親水空間の利用がなさ	として、周辺の公園整備等と相まった親水空間の利用がなさ	・地域連携に
	れているほか、水辺の楽校等、子供達が川を通して自然学習を	れているほか、水辺の楽校 <mark>など、こども</mark> 達が川を通して自然学	関する記述
35	体験できる水辺が整備されている。また、高水敷では芋煮会や	習を体験できる水辺が整備されている。	を追記
	市民団体等が開催するイベント、水面では灯篭流し、アユ釣り	また、アユ釣りなどの利用もなされている <mark>ほか、</mark> 高水敷は芋	
	などの利用もなされている。	煮会や市民団体等が開催するイベント(灯篭流し等の地域に	
		根付いた伝統行事や花火大会等のお祭りの場)に利用されて	
		いる。	
		その他、町内会による環境美化活動や河川協力団体による	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		様々な活動が行われており、地域住民の憩いや交流の場とし	
		て、様々な形で密接に関わっている。	
		昭和 55 年 (1980 年) には、全国で初めてのダム周辺環境整	
		備事業として、釜房ダム湖(湖名:釜房湖)に「釜房湖畔公園」	
		が完成し、広大な河川敷地に建設された球技広場や水の広場	
		などの各種施設は、豊かな水と緑に育まれた健康づくりと憩	
		いの場として多くの人々に親しまれた。この「釜房湖畔公園」	
		の趣旨を受け継ぎ、さらに発展させるものとして、東北初の国	
		営公園「国営みちのく杜の湖畔公園」が昭和 56 年 (1981 年)	
		に事業着手された。平成元年(1989年)8月に一部を開園し、	
		平成 26 年(2014年) 6 月に最終エリアがオープンしたことに	
		より全園開園となり、観光振興の拠点として大きな役割を果	
		たしている。	
		近年では、河口部右岸に位置する閖上地区において、堤防等	
		の復旧と併せて整備された商業施設「かわまちてらす閖上」が	
		平成31年(2019年)に開業し、市内外から数多くの人々が訪	
		れる活気ある交流拠点となり、他の一連の事業とともに令和3	
		年度(2021年度)にかわまち大賞を受賞している。また、閖	
		上地区の対岸に位置する藤塚地区は、井土浦の干潟や湿地な	
		ど貴重な自然環境を活用し、貞山運河沿いに整備される海岸	
		公園と一体となった賑わいの創出を図るため、「藤塚地区かわ	
		まちづくり」として、仙台市や民間事業者と連携して整備を実	
		施する。	
36	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	名取川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財	名取川水系は、東北地方最大の都市であり、中枢管理機能が	・気候変動の
	産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整	集積し、当該地域の中心を成す仙台市を流域に抱える重要な	影響を考慮す
	備を図る。また、名取川の豊かで貴重な河川環境と河川景観を	河川であるため、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水	る観点を追記
	保全、継承するとともに、地域の個性と活力、歴史や文化が実	災害に対し、貴重な生命、財産を守り、地域住民の安全と安心	・利水・環境
	感できる川づくりを目指すため、調査観測を継続的に実施す	を確保する。また、人々の生活を支える農業用水や都市用水等	の追記
37	るとともに、関係機関や流域住民と連携・調整を図りながら、	を安定的に供給し、自然豊かな動植物の生息・生育・繁殖環境	
	治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。	や河川景観を保全・創出するとともに、震災からの復旧・復興	
		を経て地域の賑わいの拠点を形成し、地域の個性と活力、歴史	
		や文化が実感できる川づくりを目指す。これらのため、関係機	
		関や流域住民と連携・調整を図りながら、治水・利水・環境に	
		関わる施策を総合的に展開し、持続可能で強靱な社会の実現	
		を目指す。	
		このような考えのもとに、水源から河口まで一貫した計画	・45 から移
		に基づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確に	動
		して、河川の総合的な保全と利用を図る。実施にあたっては、	
		河川整備の現状、森林・農地等の流域の状況、砂防や治山工事	
38		の実施状況、水害の発生状況、河口付近の <mark>潟湖や</mark> 海岸の状況、	
		河川の利用の状況(水産資源の保護及び漁業を含む)、流域の	
		歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域	
		の社会経済情勢の <mark>変化</mark> に即応するよう <mark>都市計画や</mark> 環境基本計	
		画等との調整を図り、土地改良事業や下水道事業等の関連事	
		業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮する。	
39		想定し得る最大規模までのあらゆる洪水から、貴重な生命、	- 気候変動の
0.0		財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、経済	影響を考慮す

	名取川水系河川整備基本方針(平成24年11月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	日のハハハハハル正陽空での到(1次2・〒1)月末た)	被害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を	 - る観点
		被害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の心温を 防ぐことに加え、あらゆる洪水に対し、氾濫の被害をできるだ	·河川整備基
			本方針の根幹
		け減らすよう河川整備等を行う。また、集水域と氾濫域を含む	の考え方を明
		流域全体の流域のあらゆる関係者とリスク情報等を共有し、	
		協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、	記
		上下流の関係者の理解促進・意識の醸成や、流域関係者の合意	・関係機関や
		形成を促進する取組の実施、自治体等が実施する取組の支援	地域住民等と
		を行う。	連携した推進
			について明記
		本川及び支川の整備にあたっては、名取川水系の流域特性	・68 から移
		を踏まえ、洪水の流下特性や想定される被害の特徴に応じた	動
40		対策を講じるとともに、流域全体で水災害リスクを低減する	・流域全体で
40		よう、本支川及び上下流のバランスを見据えた貯留・遊水機能	の河川整備の
		を確保し、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図る。	実施に関する
			記述を追記
		そのため、大臣及び県の管理区間でそれぞれが行う河川整	・国・県で調
44		備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地にお	整して河川
41		いて市町等と行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況	整備を実施す
		等の共有を強化する。	る旨を追記
		加えて、地域住民との合意形成の下、沿川における保水・貯	・流域治水の
42		留・遊水機能の確保や市町等による土地利用規制や立地の誘	普及に関する
		導等と特定都市河川浸水被害対策法に基づく措置との調整を	記述を追記
		図り、関係機関と連携し、流域治水の深化を図る。	
43			・継続的に観
40		なお、気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、官学	小型 小児 ロンコー 崔兄

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		が連携して水理・水文や土砂移動、水質、動植物の生息・生育・	測・調査を実
		繁殖環境に係る観測・調査を継続的に行う。また、温暖化によ	施する旨を追
		る流域の降雨・流出特性や洪水の流下特性、降雨量、降雪・融	記
		雪量、流況、河床や汀線等の変化、生態系及び水利用、河口の	
		潟湖や海岸などの環境への影響の把握・予測に努め、これらの	
		情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。	
		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進す	・地域への防
		るためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であ	災教育等を実
		ることから、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携	施する旨を追
		し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者にわかり	記
44		やすく伝えられる人材の育成に努める。	
		また、学校教育プログラムの一環として取り組んでいる環	
		境教育や防災教育の取組を継続するとともに、ダムのインフ	
		ラツーリズム等の機会を通じて防災に関する人材育成に努め	
		る。	
	このような考えのもとに、河川整備の現状、森林・農地等の		・38 に移動
	流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河		
	口付近の海岸の状況、河川の利用の状況(水産資源の保護及び		
	漁業を含む)、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考		
45	慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環		
	境基本計画等との調整を図り、土地改良事業や下水道事業等		
	の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮		
	し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を		
	進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全		

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	と利用を図る。		
	治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るた	また、治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図	・水循環の追
	め、流域の水利用の合理化、水質対策等について、農業や下水	り、水のもたらす恩恵を広く享受できるよう、流域の水利用の	記
46	道等の関係機関や地域住民と連携しながら流域一帯となって	合理化や水質対策、森林保全対策等について、農林業や下水道	
	取り組む。	等の関係機関や地域住民と連携しながら流域一 <mark>体</mark> となって取	
		り組む。	
	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な	・表現の適正
	利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の	利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全・創	化
	観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう	出の観点から、地域の活性化やにぎわいの創出に配慮しつつ、	
47	適切に行う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理	河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行	
''	にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。また、上流から	う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる	
	海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂	計画を定め、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、実	
	移動に関する調査、研究に取り組むとともに、安定した河道の	施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の	
	維持に努める。	変化等に応じて、継続的・順応的に適宜見直しを行う。	
		総合的な土砂管理については治水・利水・環境のいずれの面	・総合土砂に
		においても重要であり、相互に影響し合うものであることを	関する記載
		踏まえ、流域の源頭部から海岸まで一貫した取組を進め、河川	を追記
		の総合的な保全と利用を図る。	
48		このため、ダム貯水池での異常堆砂や河床での過剰な堆積・	
		洗掘傾向、濁水等による生態系への影響、海岸の侵食など、流	
		域内の土砂移動と密接に関わる課題に対し、国・県・市町等の	
		あらゆる主体との協働で、流域の土砂移動に関する調査・研究	
		に取り組む。	
		また、過剰な土砂流出を抑制するための砂防堰堤等の整備、	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		河川生態系の保全、河道の維持、侵食が進む海岸の保全に向け	
		た土砂移動の確保等に取り組むほか、ダム貯水池や河道の掘	
		削等で発生する土砂については、国・県・市町等が連携し、中	
		長期的な発生見込みや活用箇所などを共有・協議し、流域や仙	
		台湾南部海岸全体での土砂融通に努める。	
		なお、気候変動による降水量の増加等により、流域内土砂生	
		産の変化の可能性もあることから、モニタリングを継続し、官	
		学連携して気候変動の影響把握と土砂生産の予測技術向上に	
		努め、必要に応じて対策を実施する。	
49	ア 災害の発生の防止又は軽減	ア 災害の発生の防止又は軽減	
	災害の発生の防止又は軽減に関しては、河道や沿川の状況	災害の発生の防止又は軽減に関しては、背後地の人口・資産	・表現の適正
	等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じる	の集積状況をはじめ、河道や沿川の土地利用状況等を踏まえ、	化
	ことにより、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上	それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより、	
	させるため、名取川の豊かで貴重な自然環境に配慮しながら、	水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させる。この	
	堤防の新設、拡築及び河道掘削を行い、河積を増大させるとと	ため、名取川水系の豊かで貴重な自然環境に配慮しながら、堤	
	もに、水衝部等には護岸等を整備し、計画規模の洪水を安全に	防の整備及び河道掘削により、河積を増大させるとともに、水	
50	流下させる。また、洪水の流下阻害の一因となっている橋梁等	衝部等には護岸等を整備する。また、施設管理者等と連携し、	
	の横断工作物については、関係機関と調整・連携を図りながら	流域内の既存ダムの有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保	
	必要な対策を実施する。支川の合流部や河口部等において洪	により洪水調節を行う。これらにより、河川整備の基本となる	
	水の安全な流下、河床の安定を図るため、洪水時の水位の縦断	規模の洪水を安全に流下させる。	
	変化等について継続的な調査観測を実施し、結果を反映した		
	河川整備や適切な維持管理を実施する。また、気象予測の情報		
	技術の進展、水文観測や流出解析精度の向上等を踏まえた、よ		
	り効果的な洪水調節の実施と総合的な運用により既設洪水調		

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	節施設の治水機能向上を図るとともに、洪水調節施設を整備		
	する。		
		段階的な河川整備の検討に際して、さまざまな洪水が発生	・気候変動に
		することも想定し、基本高水に加え発生が予測される降雨パ	より発生が
		ターンを可能な限り考慮して、地形条件等により水位が上昇	予想される降
51		しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等にお	雨分布への対
31		ける氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。そ	応の記載
		の際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期	
		復旧・復興に資するよう、必要に応じて関係機関との連絡調整	
		を図る。	
		基本高水を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の	・66 から移
		洪水が発生し氾濫した場合においても、水害に強い地域づく	動
		りの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域	・表現の適正
		全体で一丸となって、国・宮城県・流域市町・流域内の企業や	化
		住民等、あらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、	
52		水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅	
		れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にす	
		るためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策に	
		あたっては、低中高頻度など複数の確率規模の浸水想定や施	
		設整備前後の浸水想定など、多段階なハザード情報を活用し	
		ていく。	
53		これらの方針に沿って、名取川では、堤防整備及び河道掘削	・基本高水に
		により河積を増大させるとともに、必要に応じて護岸の整備、	対する洪水防
		堤防の安全性確保のための強化、施設管理者等と連携した流	御について記

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		域内の既存洪水調節施設等の最大限の活用、及び基準地点上	述
		流における新たな貯留・遊水機能の確保による洪水調節機能	
		の強化を行い、これら洪水防御のための河川整備等により、基	
		本高水を安全に流下させる。	
		河道掘削による河積の増大にあたっては、上下流一律で画	・洪水時の河
		一的な河道形状を避け、良好な環境を有する区間の形状や冠	川情報の収
		水頻度等を参考としながら、目標とする河道内の生態系に応	集・提供に関
		じて掘削深や形状を工夫するとともに、河川が有している自	する記述を追
54		然の復元力を活用する。河川の作用による変化等をモニタリ	記
		ングし、順応的な対応を行う。また、本川のみならず支川も含	
		めた洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を	
		実施し、結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施す	
		るとともに、洪水時の迅速な河川情報の収集と提供に努める。	
	なお、支川広瀬川における河道掘削にあたっては仙台市中	また、支川広瀬川における河道掘削による河積の増大にあ	・表現の適正
	心部における水辺空間をできる限り維持するよう努めるとと	たっては仙台市中心部における水辺空間をできる限り維持す	化
55	もに、本川河口部の河道の整備にあたっては井土浦及び貞山	るよう努めるとともに、本川河口部の河道の整備にあたって	
	運河周辺の豊かで貴重な自然環境、景観、歴史性等に配慮す	は井土浦及び貞山運河周辺の豊かで貴重な自然環境、景観、歴	
	ర ం	史性等に配慮する。	
		洪水調節機能の強化にあたっては、気象予測の情報技術の	・洪水調節機
		進展、水文観測や流出解析精度の向上等を踏まえた、より効果	能強化の観点
56		的な洪水調節の実施と総合的な運用を図る。併せて、降雨の予	の追記
		測技術の活用や観測網の充実、施設操作等に必要なデータ連	• 業務効率化
		携を図るとともに、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者	にむけた DX
		との相互理解・協力の下に、関係機関が連携した効果的な事前	推進に関する

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		放流等の実施に努める。なお、これらを含む業務の効率化のた	記述を追記
		め、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進する。	
		なお、これらの検討にあたっては、施設管理上の負担が過度	
		とならないよう留意するものとする。	
	内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を	内水被害の著しい地域においては、気候変動による降雨分	・表現の適正
	図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。	布の変化に注視し、河道や沿川の状況等を踏まえ、関係機関と	化
57		連携・調整を図りつつ、流出抑制に向けた保水・貯留機能を確	
		保する対策、土地利用規制や立地の誘導等、自治体が実施する	
		内水被害の軽減対策に必要な支援を実施する。	
	河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、	河川津波対策に <mark>あ</mark> たっては、発生頻度は極めて低いものの、	・表現の適正
	発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設	発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設	化
	対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優	対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優	・高潮対策に
	先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す	先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す	関する記載の
	とともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高	とともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高	追記
	は低いものの、大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に	は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、	・防災拠点に
	対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸	津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における	ついて 64 か
58	における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防	防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するも	ら移動
	御するものとする。また、地震・津波対策のため、堤防・水門	のとする。	
	等の耐震・液状化対策を実施するとともに、河口部では津波・	また、地震・津波対策のため、堤防・水門等の耐震・液状化	
	高潮を考慮した堤防を整備する。	対策を実施するとともに、河口部では、海岸管理者と連携して	
		必要に応じて気候変動による影響を考慮し、津波・高潮を考慮	
		した堤防を整備する。	
		さらに、地震・津波防災のため、河川敷を利用した緊急時の	
		迂回ルートや復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行う。	
	洪水調節施設、堤防、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設	洪水調節施設、堤防、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設	・表現の適正
	の機能を確保するため、平常時及び洪水時等におけるきめ細	の機能を確保するため、平常時及び洪水時等におけるきめ細	化
	かな巡視、点検の実施により河川管理施設及び河道の状況を	かな巡視、点検の実施により河川管理施設及び河道の状況を	
	的確に把握し、維持修繕、機能改善等を計画的に行うことによ	的確に把握し、維持 <mark>管理</mark> 、機能改善等を計画的に行うことによ	
	り、常に良好な状態を保持するとともに、河川空間監視カメラ	り、常に良好な状態を保持するとともに、河川空間監視カメラ	
59	による監視の実施等の施設監理の高度化、効率化を図る。ま	による監視の実施等の施設 <mark>管理</mark> の高度化、効率化を図る。ま	
	た、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、水門等の自	た、操作員の安全確保や迅速・確実な操作のため、水門等の自	
	動化・遠隔操作化を推進する。なお、内水排除のための施設に	動化・遠隔操作化を推進する。さらに、内水排除のための施設	
	ついては、排水先の河川の出水状況等を把握し、関係機関と連	については、排水先の河川の出水状況等を把握し、関係機関と	
	携・調整を図りつつ適切な運用を行う。	連携・調整を図りつつ適切な運用を行う。併せて、流域全体を	
		俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県等の河	
		川・海岸管理者間の連携強化に努める。	
	河道内の樹木については、下流河川を渡河する橋梁等の構	河道内の樹木については、樹木による河積阻害の状況や橋	・表現の適正
	造物への影響を踏まえ、河川環境の特性に配慮しつつ、洪水の	梁等の構造物への影響を踏まえ、河川環境の保全・創出を図り	化
60	安全な流下を図るため、樹木の繁茂状況等をモニタリングし	つつ、洪水の安全な流下を図るため、樹木の繁茂状況等をモニ	
	ながら、計画的な伐採等適正な管理を実施する。また、河道内	タリングしながら、計画的な伐採等適正な管理を実施する。ま	
	の州の発達や深掘れの進行等についても、適切なモニタリン	た、河道内の州の発達や深掘れの進行等についても、適切なモ	
	グ及び管理を実施する。	ニタリング及び管理を実施する。	
		氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や	- 関係機関や
		雨水貯留等の状況の変化、既存ダムの事前放流の実施状況等	地域住民、民
61		の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協	間企業と連携
		カして進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係	した推進に
		者の参画及び効果的な対策の促進に努める。	ついて追記

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		また、被害対象を減少させるために、流域の関係者に低中高	・関係機関や
		頻度といった複数の確率規模の浸水想定や施設整備前後の浸	地域住民との
		水を想定した多段階のハザード情報を提供するとともに、流	連携する内容
62		域の市町や県の都市計画・建築部局等がハザードの要因や特	について追
02		徴等を理解し、土地利用計画や都市計画等を通じ、流域の水災	記
		害リスクに応じた立地の適正化誘導や土地利用規制等によ	
		り、被害対象を計画的に減少させることで、持続的で水害に強	
		い地域づくりがなされるよう技術的支援を行う。	
		洪水、津波、高潮、土砂 <mark>災害等及びこれらの複合</mark> による被害	・67 から移
		を極力抑えるため、支川や内水を考慮した複合的なハザード	動
		マップや災害対応タイムライン等の作成・改良を促進すると	・表現の適正
		ともに、地域住民等への周知や防災訓練での活用を図り、地域	化
		住民による自主的な防災行動を基軸に、地域への来訪者を含	- 関係機関や
		め、適切な防災行動の実現を目指す。また、平常時から防災意	地域住民と連
		識を向上するとともに、適切な防災行動がとれるよう、防災教	携した活動の
63		育や地域防災リーダー育成等を支援し、地域防災力の強化を	推進につい
00		促進する。	て追記
		また、既往洪水の実績や隣接する他の河川の洪水時の影響	
		等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実や、河川情報の収	
		集・伝達体制及び警戒避難体制の充実を図り、自助・共助・公	
		助の精神のもと、市町長による避難指示等の適切な発令、住民	
		等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活	
		動、円滑な応急活動の実施等を促進し、地域防災力の強化を推	
		進する。	

名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	さらに、デジタル技術の導入と活用で、個々に置かれた状況	
	や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよ	
	う地域住民や外国人観光客を含む来訪者の理解促進に資する	
	啓発活動の推進、地域住民も参加した防災訓練等により避難	
	の実効性の確保を関係機関や地域住民等と連携して推進す	
	న 。	
また、地震・津波防災のため、河川敷を利用した緊急時の迂	名取川流域 <mark>では、施設によるハード対策</mark> と減災を目指した	・防災拠点に
回ルートや復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動の	ソフト対策を組み合わせ、効率的かつ実効性の高い総合的な	ついて 58 に
拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行うほか、名取川流	土砂災害対策を推進する。	移動
域の約 600 箇所の土砂災害危険箇所については、施設対策と	土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、	・土砂・洪水
あわせ、減災を目指したソフト対策を組み合わせた効率的か	沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し	氾濫の追記
つ実効性の高い総合的な土砂災害対策を推進する。	土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被	
	害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被	
	害の軽減に努める。	
	対策の実施にあたっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の	
	対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土	
	砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施す	
	る。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫	
	によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。	
	なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現	
	在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増	
	加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布	
	状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然	
	性を踏まえ、必要に応じて対策を検討・実施する。	
	また、地震・津波防災のため、河川敷を利用した緊急時の迂回ルートや復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行うほか、名取川流域の約 600 箇所の土砂災害危険箇所については、施設対策とあわせ、減災を目指したソフト対策を組み合わせた効率的か	さらに、デジタル技術の導入と活用で、個々に置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう地域住民や外国人観光客を含む来訪者の理解促進に資する

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		また、流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来気候の予	
65		測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と	
		連携し、更なる治水対策の改善に努める。	
	さらに、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設		・52 へ移動
	能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、住民等の		
66	生命を守ることを最優先とし、被害をできるだけ軽減するた		
	め、河道や沿川の状況、氾濫形態等を踏まえた必要な対策を実		
	施する。		
	洪水、津波、高潮、土砂等による被害を極力抑えるため、ハ		・63 へ移動
	ザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練、地域		
	の特性を踏まえた防災教育への支援等により、災害時のみな		
	らず平常時から防災意識の向上を図る。また、既往洪水の実績		
67	や隣接する他の河川の洪水時の影響等も踏まえ、洪水予報及		
	び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集・伝達		
	体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との		
	調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連		
	携して推進する。		
	本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進		• 40 へ移動
68	捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確にして河川整備		
	を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫		
	した河川整備を行う。		
69	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
70	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関して	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関して	・気候変動に

	名取川水系河川整備基本方針 (平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
	は、既設ダム群の有効活用等を図るとともに、広域的かつ合理	は、気候変動の影響による降雨量や降雪・融雪量、流況の変化	よる流況変化
	的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して	の把握に努めつつ、既設ダム群の有効活用等を図るとともに、	等の把握につ
	必要な流量の確保に努める。	広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係	いて追記
		機関と連携して必要な流量の確保に努める。	
	また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提	また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提	
71	供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水	供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水	
' '	融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進	融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進	
	する。	する。	
72	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
	河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々	河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々	・表現の適正
	と名取川の関わりを考慮しつつ、名取川の流れが生み出す良	と名取川の関わりを考慮しつつ、名取川の流れが生み出す良	化
	好な河川景観を保全するとともに、多様な動植物が生息・生	好な河川景観を保全するとともに、生物の多様性が向上する	・生態系ネッ
	育・繁殖する豊かで貴重な自然環境を次世代に引き継ぐよう	ことを目指して良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、	トワークを追
	努める。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、空間	豊かで貴重な自然環境及び良好な景観を次世代に継承する。	記
	管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、良好な河川	このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、土砂動態に	
	環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川	も配慮しながら、ネイチャーポジティブの観点からも河川環	
73	環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ	境の整備と保全・創出が適切に行われるよう、空間管理等の目	
	影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。実施	標を定め、河川工事等においては多自然川づくりを推進する	
	にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づく	ことで良好な河川環境を保全・創出し、シギ・チドリ類等の渡	
	りにも資する川づくりを推進する。	り鳥の中継地や越冬地となる干潟や砂礫河原など生態系ネッ	
		トワークの形成にも寄与する良好な河川環境の保全・創出を	
		図る。また、河川工事や維持管理により河川環境に影響を与え	
		る場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に	
		努め、良好な河川環境の保全・創出を図る。また、劣化若しく	

	夕丽川北玄河川敷供其大十台 (亚代 O/ 左 11 日签户)	夕丽川北 조河川乾冼甘木七处(亦正安)	
	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		は失われた河川環境の状況に応じて、河川工事等により、かつ	
		ての良好な河川環境の再生・創出を図る。実施にあたっては、	
		持続可能で魅力ある地域づくりにも資するよう、地域住民や	
		関係機関と連携しながら川づくりを推進する。	
		生態系ネットワークの形成に当たっては、河川のみならず、	
		河川周辺の水田・森林・ため池など流域の自然環境の保全や創	
		出を図るほか、まちづくりと連携した地域経済の活性化やに	
74		ぎわいの場の創出など、自然環境が有する保水・遊水機能や生	
/4		物の生息・生育・繁殖の場の提供等の多面的な機能を最大限に	
		活用し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能	
		で魅力ある国土・都市・地域づくりを関係機関と連携して推進	
		する。	
	動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、中流部の広	河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握しながら、	・表現の適正
	瀬川では、多様な生物の生息場となるワンドや瀬・淵、ヤナギ	河川生態系の保全・創出や砂州の保全・創出、海岸線の保全・	化
	林や抽水植物群落の保全に極力努める。下流部においても、ヤ	創出のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確保に努	
	ナギ林をはじめ、樹林、草地の連続性の保全に努める。	めながら、重要種を含む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、	
	7 1 1 C 100 C 65 (12) 11 (1 - 12) 5 (12) 11 (12) 15 (河岸、河畔林、河口干潟等の定期的なモニタリングを行う。ま	
		た、新たな学術的な知見も取り入れながら生物の生活史全体	
75		を支える環境の確保を図る。	
		動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、名	
		取川、広瀨川の下流部では、ヤナギ林をはじめ、樹林、草地の	
		連続性の保全・創出を図るとともに、オオヨシキリが生息・繁	
		殖する水生植物帯の保全・創出を図る。また、アユやギバチが	
		生息・繁殖する瀬・淵や、イカルチドリが生息・繁殖する砂礫	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		河原の保全・創出を図る。支川笊川では、ウグイ等の生息・繁	
		殖する瀬の保全・創出を図る。	
		河口部では、オオヨシキリが生息・繁殖する水生植物帯や、	
		エドハゼが生息・繁殖する干潟環境の保全・創出を図る。	
	また、典型的なラグーン(潟湖)であり、多様な汽水魚、海	また、典型的なラグーン(潟湖)であ <mark>る</mark> 井土浦では、シ <mark>オク</mark>	・震災後の対
	水魚が生息し、ハマナスやアイアシなどの貴重な砂丘植物、抽	グなどの海浜植物が生育する塩沼湿地、ハマシギなど渡り鳥	応状況につい
	水植物が分布する井土浦等の河口部においては、生物の多様	の中継地・越冬地となっている干潟環境の保全を図る。なお、	て追記
76	性を考慮し、生物の生活史を支える環境を確保できるよう配	多様な汽水魚 <mark>や</mark> 海水魚が生息し、ハマナスやアイアシなどの	
"	慮してきたところであるが、このような環境が東北地方太平	貴重な砂丘植物・水生植物が分布していた環境は、東北地方太	
	洋沖地震による広域的な地盤沈下及び津波により大きく変化	平洋沖地震による広域的な地盤沈下及び津波により大きく変	
	したことから、その状況を継続的に調査し、必要に応じて保全	化したが、回復傾向にあり、引き続き継続的に調査し、必要に	
	措置等を講ずる。	応じて保全・ <mark>創出</mark> 措置等を講ずる。	
	さらに、河川内の改変に伴う裸地化の防止に努めるととも	さらに、河川内の改変に伴う裸地化の防止に努めるととも	・表現の適正
77	に、地域住民や関係機関と連携しながら、外来種のアレチウリ	に、特定外来生物の生息・生育が確認された場合には、在来種	化
'	などの分散・拡大の防止等に努める。	への影響を軽減できるよう、地域住民や関係機関と連携しな	
		がら、外来種の分散・拡大の防止 <mark>など適切な対応を行う</mark> 。	
	良好な景観の維持・形成については、景観資源の保全・活用	良好な景観の <mark>維持・形成</mark> については、景観資源の保全・活用	・表現の適正
78	を図るとともに、治水や沿川の土地利用状況などと調和した	を図るとともに、沿川の土地利用状況との調和を図りつつ、沿	化
"	水辺空間の維持・形成に努める。	川自治体等の関連計画等と整合・連携し、観光資源や貴重な憩	
		いの空間としての水辺景観形成を図る。	
	人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基	人と河川との豊かなふれあいの確保については、 <mark>多様な動</mark>	・表現の適正
79	盤や歴史、文化、風土を形成してきた名取川の恵みを活かしつ	植物の生息・生育・繁殖環境に配慮しつつ、地域住民の生活の	化
	つ、自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場、	基盤や歴史、文化、風土を形成してきた名取川の恵みを活かし	
	芋煮会などの市民の利活用の場等の整備、保全を図る。	つつ、自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場、	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		芋煮会などの市民の利活用の場等の整備、保全を図る。また、	
		沿川の自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川	
		利用に関する多様なニーズを十分反映するなど、地域の活性	
		化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づ	
		くりを推進する。	
	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、	・表現の適正
80	現状の環境等を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との	現状の環境等を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との	化
	連携・調整、地域住民との連携を図りながら監視、保全に努め	連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の保	
	る。	全を図る。	
	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動	・表現の適正
	植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分に配慮	植物の生息・生育・繁殖環境 <mark>や景観の保全・創出</mark> に十分に配慮	化
	するとともに、多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・	するとともに、オープンスペースである河川空間の多様な利	
81	河川環境との調和を図る。また、環境に関する情報収集やモニ	用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図	
	タリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。	る。また、環境に関する情報収集やモニタリングを関係機関と	
		連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させると	
		ともに、得られた情報については地域との共有化に努める。	
	地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進す	東北地方太平洋沖地震により、壊滅的な被害を受けたが、そ	・表現の適正
	る。なお、名取川・広瀬川の河川空間は、水辺の楽校など総合	の後、整備された商業施設「かわまちてらす閖上」が平成 31	化
	学習の場としても利用されている事も踏まえ、河川に関する	年(2019年)に開業し、地域と連携しながら、かわとまちの	
82	情報を地域住民、教育関係者及び市民団体等と幅広く共有し、	つながりを強め、市内外から数多くの人々が訪れる新たな交	
02	住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するととも	流・憩いの場を創出しており、引き続き、川と流域が織りなす	
	に、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充	風土、文化、歴史に配慮しながら、地域の魅力と活力を引き出	
	実を図る。	す積極的な河川管理を推進する。	
		また、名取川・広瀬川の河川空間は、水辺の楽校など総合学	

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)	変更理由
		習の場としても利用されていることを踏まえ、河川に関する	
		情報を地域住民、教育関係者及び市民団体等と幅広く <mark>提供、共</mark>	
		有することにより、河川と流域住民とのつながりや流域連携	
		を促進するとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活	
		動、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境学習等の支	
		援の充実を図る。	
	2. 河川の整備の基本となるべき事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項	
83	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関	
	する事項	する事項	
84	ア 名取川	ア 名取川	
	基本高水は、昭和19年9月洪水、昭和19年10月洪水、昭	基本高水は、昭和 22 年 (1947 年) 9 月洪水、昭和 25 年 (1950	• 西暦追記
	和 22 年 9 月洪水昭和 25 年 8 月洪水、昭和 61 年 8 月洪水、平	年) 8月洪水、昭和61年(1986年) 8月洪水、平成14年(2002	• 対象洪水修
	成 14 年 7 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピ	年)7月洪水、令和元年(2019年)10月洪水等の既往洪水に	正
85	一ク流量を基準地点名取橋において $4,700 exttt{m}^3/ ext{s}$ とし、このうち	ついて検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増	・基本高水の
	流域内の洪水調節施設により 900m³/s を調節して河道への配	加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点名取橋にお	ピーク流量等
	分流量を 3,800m³/s とする。	いて 5,500m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により	変更
		1,000m³/s を調節して河道への配分流量を 4,500m³/s とする。	・流量を変更
86	イ 広瀬川	イ 広瀬川	
	基本高水は,昭和19年9月洪水、昭和19年10月洪水、昭	基本高水は、昭和 19 年 (1944 年) 9 月洪水、昭和 25 年 (1950	• 西暦追記
	和 22 年 9 月洪水、昭和 25 年 8 月洪水、昭和 61 年 8 月洪水、	年) 8月洪水、昭和33年(1958年) 9月洪水、平成元年(1989	• 対象洪水修
87	平成14年7月洪水等の既往洪水について検討した結果、その	年)8月洪水、平成6年(1994年)9月洪水等の既往洪水につ	正
	ピーク流量を基準地点広瀬橋において 4,000m³/s とし、このう	いて検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加	・基本高水の
	ち流域内の洪水調節施設により 1,200m³/s を調節して河道へ	等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点広瀬橋におい	ピーク流量等

	名取川	水系河川整	備基本方針	(平成 24 年 11	月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)						変更理由
	の配分流量	量を 2,800m³∕	/s とする。			-	← 4, 100m	変更				
						1	<mark>1, 300m³/s</mark> を調節して河道への配分流量を 2, 800m³/s とする。					
							なお、タ	気候変動の状	況やその予測	則に係る技術・	知見の蓄積、	・気候変動を
						3	流域の土地	也利用や保水	・貯留・遊水	機能の変化等に	に伴う流域か	踏まえた記載
88						ļ	らの流出物	持性や流下特	性が変化し、	、また、その効	果の評価技術	を追記
						(の向上なる	ど、基本高水	のピーク流	量の算出や河流	道と洪水調節	
					1	施設等の関	配分に係る前	ī提条件が著	しく変化する	ことが明らか		
							となったは	場合には、必	要に応じこ	れを見直すこと	とする。	
		基本高	水のピーク流	量等一覧表				基本高	水のピーク流	量等一覧表		・基本高水の
	河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量	洪水調節施設 による調節流量	河道への 配分流量		河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量	洪水調節施設等 による調節流量	河道への 配分流量	ピーク流量等
89			(m ³ /s)	(m ³ /s)	(m ³ /s)				(m ³ /s)	(m ³ /s)	(m ³ /s)	の変更
	名取川	名取橋	4, 700	900	3, 800		名取川	名取橋	5, 500	1,000	4, 500	
	広瀬川	広瀬橋	4, 000	1, 200	2, 800		広瀬川	広瀬橋	4, 100	1, 300	2, 800	
90	(2)主要	要な地点にお	ける計画高ス	水流量に関する	5事項	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項						
	計画高力	k流量は、名	取橋においる	√ 3,800m³/s	とする。さら		計画高水流量は、流域内の貯留・遊水機能を踏まえた上で、					・表現の適正
91	に、広瀬川	に、広瀬川の流入量を合わせ、袋原において 6,600m³/s とし、				基準地点名取橋において 4,500m³/s、基準地点広瀬橋において					化	
	河口まで同流量とする。				2,800m³/s とし、袋原 <mark>地点から</mark> 河口まで 7,500m³/s とする。				• 計画高水流			
												量の変更
92	また、ま	5川広瀬川は	、広瀬橋に	おいて 2,800m³	/s とする。		また、ま	を川広瀬川は	、基準地点戊	瀬橋において	$2,800 \text{m}^3/\text{s}$ \succeq	・表現の適正
32						-	する。					化

名取川水系

	名取川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	名取川計画高水流量図(単位:m³/s)	名取川計画高水流量図(単位:m³/s)	• 流量配分図
	広瀬川	広瀬 008 7 ■広瀬橋 太	の変更
93	3,800 → 6,600 → ∓	4,500 → 7,500 → ∓	
	■	● 名 袋 涼 河口	
94	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川	
94	川幅に関する事項	幅に関する事項	
	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に	• 計画高水
	係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	位、計画高潮
		計画高水位については、東北地方太平洋沖地震に伴う広域	位について追
		地盤沈下後の影響をモニタリングし、必要に応じて見直しを	記
95		行う。	
		計画高潮位については、海岸管理者と連携して気候変動に	
		よる平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に予	
		測、評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら、必要に	
		応じて見直しを行う。	

	名取川水	系河川整	備基本方針(³	平成 24 年 11	月策	定)		変更理由						
	主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表							主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表						
	河川名	地点名	* 河口又は合流 点からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)		河川名	地点名	* ¹ 河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)			
		名取橋	7. 6	9.77	470			名取橋	7. 6	9. 77	470			
	名取川	袋原	5. 2	6.80	550		Ø Hn III	袋 原	5. 2	6. 80	550			
96	広瀬川	河口広瀬橋	0.0 3.6k+100m	* ² 1.70	470 130		名取川 	河口	0.0	2. 85 (*21. 70)	470			
	注)T.P. 東京湾中等潮位 ※1:基点からの距離							広瀬橋	3. 6k+100m	13. 91	130			
								注)T.P. 東京湾中等潮位						
	※2:計画高潮位							※1:基点からの距離						
97	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため							(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必						
91	必要な流量に関する事項						要な流量							
	名取川の名取橋から下流における既得水利は、工業用水と							名取川の名取橋から下流 <mark>及び</mark> 広瀬川の広瀬橋から下流にお						
98	して約 0.07m³/s である。広瀬川の広瀬橋から下流における既							ける既得水利はない。また、基準地点名取橋及び基準地点広瀬						
	得水利はない。また、名取橋及び広瀬橋地点の平均低水流量、							橋の平均低水流量、平均渇水流量は次表のとおりである。						
	平均渇水流量は次表のとおりである。													
	流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、名取橋地													
99	点において 9 月から 10 月は概ね 2.5m³/s、11 月から翌年 8 月							基準地点名取橋においては、9月から10月は概ね2.5m³/s、11月から翌年8月は概ね2.0m³/s、基準地点広瀬橋においては、						
			、広瀬橋地点に											
	概ね 2.5m³/s、	11 月か	ら翌年8月は村	既ね 2. 0m³/s	とし、	以て流	9月から							

名取川水系

	名耳	仅川水系	河川整備基本方	爺 (≦	平成 24 年	11 月策定)	名取川水系河川整備基本方針 (変更案)							変更理由
	水の適	正な管理	₹、円滑な水利使	用、河]川環境の	保全等に初	見する	とし、流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等							
	ものと	する。						に <mark>資</mark> するものとする。							
	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水								なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水						
100	利流量を含むため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減							利流量を含むため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減							
	するものである。								するものである。						
	流況表								流況表						
		地点名	3	充況 (m³/s)						流況(m³/s)					
			統計期間と年	数	平均	平均			地点名 名取橋	統計期間と年数 平均 平均					
			期間	年数	低水 流量	渴水 流量						低水	渴水		
101	名取橋		昭和 44 年~		4. 6	1.4				期間	年数	流量	流量		
		名取稿	平成 16 年	36						昭和44年~	55	4.8	1.7		
		広瀬橋	昭和 35 年~			0.9				令和5年					
			平成 16 年	44 ;	3. 6				広瀬橋	昭和35年~	64	4.0	1.1		
			(昭和36年欠測)							令和5年]	

名取川水系

